重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。●申込人と被保険者（保障の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【契約概要のご説明】

1 商品の仕組みおよび引受条件等

●この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「大学生協共済連」）が保険契約者となる団体契約です。

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（保障の対象者）が事故によるケガで亡くなられた場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方（*1）および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方		全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方（入学手続を終え、組合員となられた方を含みます。）に限ります。（*2）
対象となる学校教育法に定める学校		①大学②大学院③短期大学④高等学校⑤高等専門学校⑥特別支援学校の高等部⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
被保険者の範囲	下記以外	加入申込書の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）
	賠償責任保険金（日常生活個人賠償責任補償特約）	①本人②親権者およびその他の法定の監督義務者③配偶者④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。 （注）同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（*1）パンフレットP3「ご加入者（被保険者）となれる方」をご参照ください。
（*2）1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2.入学手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

（2）保障内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットに記載の「学生賠償責任保険制度のあらまし」のとおりです。
詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。
①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
パンフレットをご参照ください。
②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1～6年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、【注意喚起情報のご説明】の「2.（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）」＜ご契約の引受範囲＞＜ご契約の引受範囲外＞をご参照ください。
●ご加入いただく保険金額（支払限度額を含みます。以下同様とします。）につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット等の保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（保障の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット等にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払いとなります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

三井住友海上へのご連絡、指定紛争解決機関へのご連絡はP7をご覧ください。

【注意喚起情報のご説明】

1 ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務ー加入申込書の記入上の注意事項）

被保険者（保障の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込書に記載された内容のうち、★印などの印がついている項目が告知事項です（告知事項の項目は加入申込書でご確認ください。）。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。
次の事項について十分ご注意ください。
①被保険者の「職業・職務」　②他の保険契約等（*）に関する情報
（*）同種の危険を保障する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
①職業・職務を変更した場合　②新たに職業に就いた場合　③職業をやめた場合
また、①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞	下記以外の職業
＜ご契約の引受範囲外＞	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手含む）、建設作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者および以下の「特別危険な職業」（これらと同程度またはそれ以上の危険な職業を含みます。） オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士　等

(3)その他の注意事項

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	•死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	•普通保険約款・特約等に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。また、下記に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●学校の種類の変更

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

•引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

•保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■保障重複

次表の特約などのご加入にあたっては、保障内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも保障されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が保障の対象外となったときなどは、保障がなくなることがあります。ご注意ください。

<保障が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保険契約の例
学生・こども総合保険 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3 保障の開始時期

新入学生の方が2017年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2017年4月1日午前0時から、また中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からとなります。保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について(学生・こども総合保険のみ)

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

(*)傷害条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

•脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

•始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

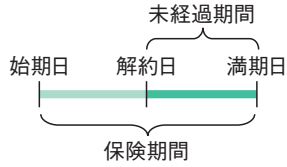

8 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

•引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

•引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり保障されます。

<保険期間が1年以内の場合>(学生・こども総合保険のみ)

保険金、解約返れい金等は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。

<保険期間が1年超の場合>(学生・こども総合保険のみ)

保険金、解約返れい金等は90%まで保障されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前に発生した事故による保険金は100%保障されます。

<施設・生産物賠償責任保険>

保険金や解約返れい金は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。

9 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(http://www.ms-ins.com)または共栄火災ホームページ(http://www.kyoeikasai.co.jp/)をご覧ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
受付時間　平日▶9:00～20:00 土日・祝日▶9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)(海外からはご利用いただけません。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕
受付時間　平日▶9:15～17:00(12/30～1/4を除く。)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

大学生協
共済・保険サポートダイヤル　**0120-335-770**

●保険へのご加入を検討されている方
●ご加入後の契約内容の変更・追加・解約等
受付時間　【平日】9:40～17:30　【土曜】9:40～13:00【日祝】休業

●学生賠償責任保険の事故連絡・保険金請求
受付時間　【24時間365日対応】

その他ご注意いただきたいこと

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約等に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

○引受保険会社所定の保険金請求書○引受保険会社所定の同意書○事故原因・損害状況に関する資料○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)○引受保険会社所定の診断書○診療状況申告書○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書○死亡診断書○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<共同保険のご説明>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

共栄火災海上保険株式会社

<代理請求人について>(学生・こども総合保険のみ)

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。**また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。(学生・こども総合保険のみ)損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●ご加入いただいた後にお届けする学生賠償責任保険加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を保障する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>(学生・こども総合保険のみ)

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合○施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険の対象となる賠償事故の場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)　・保険金額(ご契約金額)・保険期間(保険のご契約期間)・保険料・保険料払込方法

2.加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
- 加入申込書の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

＊ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

学生賠償責任保険：Q & A

Q この保険はどんな保険ですか？

A 日常生活だけでなく、正課の講義、学校行事、教育実習、特例実習、インターンシップ（就業等体験）、正課の講義・学校行事に準じるボランティア活動などをしている間に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償を負われた場合に、その賠償責任の額を保障する保険です。また、加入者本人のケガによる死亡の保障等もついています。

Q 臨床実習中、誤って、自分に感染事故を発生させてしまった場合（患者に使用した針を刺してしまった場合など）はどうなりますか。

A 自らの事故により感染した場合には、他人への感染を予防する為の応急措置費用や治療に要する費用の実費を保険金としてお支払いします。

Q 保険期間を教えてください

A 新入学生の方が 2017 年 3 月 31 日までに加入申込み（保険料払込み）された場合は、2017 年 4 月 1 日午前 0 時からご卒業予定年（2018 年、2019 年、2020 年、2021 年、2022 年、2023 年）の 4 月 1 日午後 4 時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前 0 時からご卒業予定年の 4 月 1 日午後 4 時までとなります。

Q この制度で保障の対象となれる方は？

A 被保険者（保障の対象者）となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の満了日において、満 23 歳未満であるか、学校教育法に定める学校（大学・専門学校等）の学生・生徒の方（入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。）です。

Q 学生総合共済と学生賠償責任保険はどう違うのですか？

A 学生総合共済（生命共済）は学生どうしの「たすけあい」制度として主に自分の「病気・ケガ」を保障する共済です。一方、学生賠償責任保険は、主に「他人に対する賠償責任」を保障する保険です。いっしょに加入されることをおすすめします。

Q 正課の講義・行事・実習等において他人から借りたり、預かったりしている財物を壊したり、汚したりしたときに、保障される場合の具体例を教えてください。

A
- ●インターンシップ体験中、体験先の会社で使っていた会社備品を壊してしまった。
- ●教育実習先の小学校で使っていた機材を壊してしまった。
- ●授業中、大学のパソコンにコーヒーをこぼして壊してしまった。

などです。

加入手続きについてのお問い合わせは

加入資格や加入プランなどの
手続きに関することは
各大学生協の窓口まで

生協 生命共済 火災共済 学賠保険 扶保保険

【学生総合共済 取り扱い生協一覧】
http://kyosai.univcoop.or.jp/faq/list.html

保障内容についてのお問い合わせは

大学生協 共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770

大学生協の共済・保険へのご加入を検討し、
保障内容について詳しくお知りになりたい方は
大学生協 共済・保険サポートダイヤルまで

生命共済 火災共済 学賠保険 扶保保険

受付時間	
	【平日】9:40～17:30　【土曜】9:40～13:00
	【日祝】休業　＊12/28(水)～1/4(水)】休業

※全国大学生協共済生活協同組合連合会のホームページ内「よくいただくご質問」もあわせてご覧ください。
http://kyosai.univcoop.or.jp/

2/11(土)～4/17(月)は
受付時間の延長を行います。
また、日曜・祝日も受付を行います。

受付時間
【平日】 9:00～19:00
【土日祝】9:00～17:00

取扱代理店 **株式会社 大学生協保険サービス**
営業時間／平日(月～金曜日)10:00～17:00
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社（幹事）**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

ucm170103　PA1703　(2016.09.01　30,000)
承認番号：A16-101929　使用期限：2023年4月1日

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット等をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災海上保険株式会社（以下「共栄火災」といいます。）までお問い合わせください。
※ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）団体契約の仕組み
この保険は、全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「大学生協共済連」といいます。）が保険契約者となり、その会員である大学生協の学生組合員を被保険者（保障対象者）とする団体契約です。契約者である大学生協共済連が各被保険者の負担する保険料をとりまとめ、一括して保険会社に支払います。
※この保険は、学生総合共済ではなく、共栄火災を引受幹事保険会社とする保険商品です。したがいまして、解約される場合は、共済と保険それぞれお手続きが必要となります。

（2）商品の仕組み
パンフレットをご参照ください。

（3）保障内容
以下につきましては、パンフレットに記載の「扶養者死亡保障保険制度のあらまし」をご参照ください。
①お支払いする保険金
②保険金をお支払いできない主な場合

（4）保険期間（保険のご契約期間）
パンフレットに記載の「扶養者死亡保障保険制度のあらまし」をご参照ください。

（5）引受条件（ご契約金額等）
ご契約金額の設定につきましては、パンフレット等でご確認ください。

2 保険料

保険料につきましては、パンフレット等でご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払となります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払いください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット等をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
※ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1 クーリングオフ制度

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）
①ご加入者（被保険者）には、保険契約の締結に際し、引受保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
○被保険者の職業・職種
○被保険者の生年月日
○他の保険契約
②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。
③被保険者は、保険期間の満了日において満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校（大学・専門学校など）の学生である方に限ります。
④学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約における扶養者は、原則として、被保険者の親権者であり、かつ、被保険者の生活費等の全部または一部を負担して、被保険者の生計を主に支えている方をご指定ください。

（2）ご加入後における留意事項（通知義務）
ご加入者（被保険者）には保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故による被保険者のケガについては、保険金が削減されることがあります。
この保険では加入申込書に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。
○被保険者の職業・職種（新たに職業に就かれる場合を含みます。）

（3）その他ご注意いただきたいこと
次のような場合には、在学される大学生協窓口または大学生協共済連までご連絡ください。
○契約申込者（学生）の氏名が変更になったとき
○卒業予定年が変更になったとき
○扶養者の住所・氏名が変更になったとき
○退学をしたとき
○生協を脱退したとき

3 保険責任の開始日時

保険責任は保険期間の初日の午前0時に開始します。

4 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5 保険契約の無効・取消し

（1）ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。
（2）ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。

6 保険契約等の失効（終了）

ご契約後に次の事由が生じた場合には学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約は失効（終了）となります。
・被保険者が独立して生計を営むようになったときや特定の個人に扶養されなくなったとき
・共栄火災が保険金（学資費用保険金）をお支払いしたとき

7 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、その場合、保険金もお支払いできません。
①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

8 脱退時の返れい金

この団体契約から脱退される場合は、パンフレット等に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

9 万一事故が発生した場合には

（1）事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
（2）事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害の関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
（3）保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり保障されます。

＜保険期間が1年以内の場合＞
保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで保障されます。

＜保険期間が1年超の場合＞
保険金、返れい金等は原則として90%まで保障されます。ただし、引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が金融庁の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合、保障割合は90%を下回ります。

11 保障重複に関するご注意

次表の特約等のご加入にあたっては、保障内容が同様の保険（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、保障が重複することがあります。
保障が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)
（注）1保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が保障の対象外になったときな

どは、特約の保障がなくなることがあります。ご注意ください。

〈保障が重複する可能性のある主な特約（保障）〉

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保険の例
学業費用補償特約	こども総合保険／学業費用補償特約
疾病による学業費用補償特約	こども総合保険／疾病による学業費用補償特約
救援者費用等補償特約（疾病補償追加型）	安心生活総合補償保険（普傷型）／救援者費用等補償特約／学生賠償責任保険／救援者費用等補償特約（疾病補償追加型）

12 共同保険のご説明

複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合につきましては、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。

13 代理請求制度

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。
万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

その他ご注意いただきたいこと

1 ご加入時にご注意いただきたいこと

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は共栄火災までご照会ください。

2 お客さまに関する情報の取扱いについて

この保険のご加入にあたり、大学生協共済連にご提供されました個人情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

引受保険会社における情報のお取扱いについて

（1）情報の利用目的について

引受保険会社は、大学生協共済連から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

①保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
②保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
③引受保険会社、引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・各種サービスの提供・案内

（2）情報の第三者提供について

引受保険会社は、大学生協共済連から提供された情報につきまして、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合について第三者に提供します。

①本保険契約に関し、上記（1）情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合
②保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
③再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

（3）共同利用について

引受保険会社は、大学生協共済連から提供された情報につきまして、次の場合について共同利用します。

①保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合
②引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために個人情報を共同利用する場合
※引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等につきましては、引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

なお、個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご覧ください。
共栄火災海上保険株式会社　http://www.kyoeikasai.co.jp/
東京海上日動火災保険株式会社　http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/
損害保険ジャパン日本興亜株式会社　http://www.sjnk.co.jp/

ご加入内容の確認事項 ～団体契約をお申込みいただく前に～

以下の確認事項は、今回お申込みいただく保障が「ご希望にそった内容になっていること」「加入申込書に正しく記載されていること」を確認させていただくためのものです。お手数ですが、加入申込書にご記入された内容を再度ご確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
   ①保障の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）やセットされる特約の内容
   ②保険金額（ご契約金額・加入口数・保険料）
   ③保険期間（ご契約期間）
   ④被保険者（保障を受けられる方）の範囲
2. 加入申込書の記載内容（「ご加入者（被保険者）・扶養者のお名前」、「ご加入者（被保険者）の生年月日」、「ご加入者（被保険者）のご職業等」）に誤りがないかご確認ください。
3. 本重要事項のご説明に記載された内容にご不明な点がないかご確認ください。
4. 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。なお、商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、共栄火災カスタマーセンターでも承ります。
共栄火災カスタマーセンター　0120-719-112（通話料無料）
受付時間：平日▶9:00～18:00

指定紛争解決機関

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル（有料）〕
受付時間　平日▶9:15～17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

大学生協共済・保険サポートダイヤル　0120-335-770

●保障内容・契約手続に関するお問い合わせ　生命共済　火災共済　学賠保険　扶保保険
受付時間　【平日】9:40～17:30　【土曜】9:40～13:00　【日祝】休業

●生命共済・火災共済の病気や事故・ケガ等の連絡・共済金請求　生命共済　火災共済
受付時間　【平日】9:40～17:30　【土曜】9:40～13:00　【日祝】休業

●学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険の事故連絡・保険金請求　学賠保険　扶保保険
受付時間　【24時間365日対応】

ucm 170104 PA1704(1) (2016.9.1.80,000)
承認番号　A1624400E0832-20160808